

目録	頁	目録	頁	目録	頁	目録	頁
二二一	文化財を重要文化財に指定する件	二五	二〇	四二二	北海道の一部の地域における事業主掛金及び企業年金加入者掛金に関する納付の期限を指定する件	二二	五
二二二	重要文化財に文化財を追加して指定する件	二五	二四	四二三	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件	二二	六
二二三	強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件	二五	二四	四二四	厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基つき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示	一三	二
二三四	大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程第二条の規定により大学等の課程を認定した件	二七	三	四二五	使用薬剤の薬価(薬価基準)及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基つき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示	一三	九
二三五	在外教育施設を認定した件	二七	四	四二六	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件	一九	二四
二三六	学校教育法第三十四条第二項に規定する教材の使用について定める件	二七	五	四二七	派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針及び派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示	一九	二五
二三七	著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件	二五	二六	四二八	都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件	二六	九八
二三八	〇文化庁	二七	二六	四二九	地方厚生局長が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件	二六	九八
二三九	〇厚生労働省	二八	二八	四三〇	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件	二六	二〇三
二四〇	使用薬剤の薬価(薬価基準)及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基つき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示	二八	二八	四三一	労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基つき新規化学物質の名称を公表する件	二七	四
二四一	改正後著作権法施行規則第二条の四の文化庁長官が指定するウェブサイトを定める件	二八	二八	四三二	労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基つき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件	二七	二六二
二四二	〇厚生労働省	二八	二八	四三三	食品衛生法に基づく登録検査機関の登録事項変更の件	二八	八
二四三	北海道の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件	二二	五	四三四	厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件	二八	八
二四四	北海道の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件	二二	五	四三五	年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則第六条第一項の規定に基つき年金生活者支援給付金受給資格者がその日まで届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日定める件	二八	二九〇
二四五	北海道の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件	二二	五	四三六	国民年金法施行規則第十八条の二第一項の規定に基つき受給権者がその日まで届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日定める件	二八	二九〇
二四六	北海道の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件	二二	五	四三七	派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件	二八	二九一
二四七	北海道の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件	二二	五	四三八	派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件	二八	二九一
二四八	北海道の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件	二二	五	四三九	事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針の一部を改正する件	二八	二九一
二四九	北海道の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件	二二	五	四四〇	短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針	二八	二九一
二五〇	北海道の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件	二二	五	四四一	昭和二十七年厚生省告示第六十三号(薬事工業生産動態統計調査の調査範囲から除外する業種)を廃止する件	二八	二九一
二五一	北海道の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件	二二	五	四四二	診療報酬の算定方法の一部を改正する件	二八	二九一
二五二	北海道の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件	二二	五	四四三	労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基つき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件	二八	二九一
二五三	北海道の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件	二二	五	四四四	〇農林水産省	二八	二九一
二五四	北海道の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件	二二	五	四四五	保安林の指定施業要件を変更する件	三	六